

「暴風警報発令」及び「地震発生」等 緊急の措置について

「茨木市」または「北大阪」に「**暴風警報**」が発令された場合及び地震発生時の緊急措置は下記の通りです。
時間の経過に伴って、警報発令時の措置がわかりにくいことも考えられますが、Eメール配信にて連絡させていただきますので、学校へのお問い合わせの電話はご遠慮下さい。

なお、学校の集団下校等で地区委員さんにご協力をお願いする場合には、Eメール配信や、学校からPTA本部や地区委員会の連絡網を通して連絡をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

暴風警報発令時の措置

1	午前7時の時点で「暴風警報」発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに「暴風警報」解除の場合	解除された時点で登校 平常通り授業 給食あり
3	午前9時に「暴風警報」が解除されていない場合	臨時休校
4	登校後に「暴風警報」が発令された場合	原則としてその時点で下校

●「**特別警報**」においても暴風警報と同様の措置をとらせていただきます。

※午前9時までに解除された場合は、給食は提供されます。

※「大雨」「大雨・洪水」の警報の場合については、通常どおり授業を行います。

※警報が発令されましたら子どもたちは集団下校しますので、1時間以内に家の方にお帰りください。

地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合（茨木市）	
	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止（状況により学校待機させ、保護者引渡しの措置をとります）
		翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する
2	放課後	翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する
	震度4以下の地震が発生の場合	
2	学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかの判断をいたしますので、「臨時休校の連絡がない限り」登校させてください。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なりますので学校から連絡します。